

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件に関する条例第13条の2第1項本文の規定による点検の結果の報告書（同条第2項又は第3項の規定により第24条に規定する資格を有する者が点検を行わなければならない場合にあつては、当該者が行った点検の結果の報告書）（当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件が建築基準法第12条第1項の規定による調査を受けたときは、当該調査の結果の報告書の写しをもって点検の結果の報告書に代えることができる。）

第14条第2項に次の1号を加える。

- (4) その他安全上支障がないことを証する図書として市長が必要と認めるもの

第24条の見出し中「管理者」の右に「及び点検者」を加え、同条各号列記以外の部分中「第11条第4項」の右に「及び第13条の2第2項」を加え、同条に次の2号を加える。

- (6) 建築基準法施行規則第6条の6の表に規定する特定建築物調査員

- (7) 屋外広告物又は掲出物件の点検に関する別に定める技能講習の修了者

第25条の2の次に次の2条を加える。

(点検を要しない屋外広告物等)

第25条の3 条例第13条の2第1項ただし書に規定する別に定める屋外広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 第10条第1号に掲げる屋外広告物

- (2) 建築物又は第1条の2各号に掲げる工作物に塗料その他これに類する材料で直接描かれたもの又は直接彫刻されたもの

(資格を有する者による点検を要しない屋外広告物)

第25条の4 条例第13条の2第2項に規定する別に定めるものは、第10条第2号から第6号までに掲げる屋外広告物とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)